

【答申の概要】 諮問第185号 静岡空港に係る航空機騒音対策事業に関する特定の協定書における運用時間の規定に反して運用したとされる航空機の便名等の記載された文書の非開示決定に対する異議申立て

件名	静岡空港に係る航空機騒音対策事業に関する特定の協定書における運用時間の規定に反して運用したとされる航空機の便名等の記載された文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	静岡空港に係る航空機騒音対策事業に関する特定の協定書における運用時間の規定に反して運用したとされる航空機の便名等の記載された文書
非開示理由	条例第11条第2項（全部非開示（不存在））
実施機関	静岡県知事（静岡空港管理事務所）
諮問期日	平成25年11月11日
主な論点	対象文書を全部非開示（不存在）とした判断に不合理な点はないか。

審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、開示請求書の記載及び開示請求の内容に関して実施機関が異議申立人に電話で確認した結果を踏まえると、静岡空港の設置に当たり、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項について定めた「航空機騒音対策事業に係る協定書」（以下「騒音協定」という。）第13条の規定に反する運用がなされていることについて、静岡空港開港時から開示請求日の前日である平成25年7月24日までの間に、当該運用に関して実施機関が作成し、又は取得した文書であると解される。

これに対し、実施機関は、情報公開条例第11条第2項の規定に基づき、不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

2 本件対象文書の不存在について

実施機関は、騒音協定第13条の趣旨や静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例（平成20年静岡県条例第22号。以下「空港条例」という。）と騒音協定の関係等について以下のとおり説明し、同条に規定されている運用時間に反して運用された事実はないため、本件対象文書は保有していないとする。

- (1) 地方自治法上、公の施設については、設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないため、静岡空港についても、空港条例を制定し、設置の趣旨、目的、所在等を規定している。
- (2) 空港条例第4条本文では、滑走路等の運用時間は午前7時30分から午後8時30分までとしているが、同条ただし書では、実施機関は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更できるとし、一定の事由が発生した場合には、同条本文で定める基本的な運用時間を臨時的に変更することができることとしている。
- (3) 騒音協定は、静岡空港の設置に当たり、航空機騒音による障害の防止を図り、生活環境を保全することを目的として、航空機騒音対策事業の事業内容などの基本的事項を定めたもので、

その第13条では、空港の運用時間は7時30分から20時30分までの間とし、この時間を越えて運用時間を定めようとするときは、あらかじめ甲乙丙の三者で協議するものと定めている。

- (4) 騒音協定第13条第1項は、空港条例第4条本文にいう静岡空港の基本的な運用時間を定めたものであり、騒音協定第13条第2項は、基本的な運用時間を変更する場合の手続を定めたものであって、空港条例第4条ただし書に基づく臨時的な運用時間の変更を行う場合に適用されるものではない。したがって、騒音協定第15条で甲乙丙三者協議が必要とされている騒音協定上の疑義にも当たらない。

公の施設である静岡空港に関して地方自治法で制定を義務付けられた空港条例の第4条は、同空港の基本的な運用時間とその臨時的な変更について規定しており、同空港に係る航空機騒音対策事業に関する基本的事項について定めた騒音協定の第13条は、騒音協定で定める範囲を超えて同空港の基本的な運用時間について定めようとする場合の手続を定めたもので運用時間の臨時的な変更の際に適用されるものではないなどとする上記の(1)から(4)までの実施機関の説明は是認することができる。このことから、騒音協定第13条に規定されている運用時間に反して運用された事実はないため本件対象文書は保有していないとする実施機関の説明に、不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書の存在を推認させる事情も窺えないことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。